

## 新宮市キャラクター使用取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市長が別に定める新宮市のキャラクター「めはりさん」及び「めはり博士」(以下「キャラクター」という。)の使用に関し、必要な事項を定める。

### (キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権限は、新宮市(以下「市」という。)に属する。

### (使用の許可申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、市長にあらかじめキャラクター使用許可申請書(様式第1号)を提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ及び雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) その他許可の手続きを必要としないと市長が認めた場合

### (使用許可の基準)

第4条 市長は、前条の使用許可申請があった場合において、その内容を適切と認めたときは、当該使用を許可するものとする。

2 市長は、前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがある場合
- (2) 特定の政治及び思想の活動に使用しようとする場合
- (3) 不当な利益を得ることを目的として使用する場合
- (4) 特定の個人等の売名に使用しようとする場合
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障があると認められる場合
- (6) 市のイメージを傷つけ、又は正しい理解の妨げになると認められる場合
- (7) キャラクターを市長が指定する正しい使用方法に従って使用しないものと認められる場合
- (8) 品質、性能等に関して公共機関の認定が必要な申請人が使用しようとする場合において、当該認定等が得られない場合
- (9) 社会通念上許可することが不適切と認められる場合
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、市長が許可しないことが適切であると判断した場合

### (使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定により許可することが適切と認めたときは、キャラクター使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。この場合において、市長は、必要があると認める場合には、キャラクターの使用法その他について、条件を付すことができる。

(使用の不許可)

第6条 市長は、第4条第2項の規定により申請を許可することが不適切と認めたときは、キャラクター使用申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(キャラクターの使用料)

第7条 キャラクターの使用料については、当分の間、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 キャラクターの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された用途のみに使用すること。
- (2) 市長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (3) キャラクターを用いた商品等の利用、宣伝、又は広告に際して、名称「新宮市キャラクターめはりさん」又は「新宮市キャラクターめはり博士」を、その商品、包装、広告等に必ず明記すること。
- (4) 使用前に当該使用に係る物件の完成見本(完成見本の提出が困難なものについては、その写真等)を速やかに市長に提出すること。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。

(許可内容の変更等)

第9条 使用者が許可内容を変更しようとするときは、キャラクター使用変更許可申請書(様式第4号)を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき許可することが適当と認めたときは、キャラクター使用変更許可書(様式第5号)を申請者に交付するものとする。
- 3 前条の規定は、前項の許可の規定に準用するものとする。

(使用許可の取り消し)

第10条 市長は、使用者がキャラクターを使用するに当たって、その使用方法が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その許可を取り消すものとし、許可の取り消し理由を付して使用者に書面で通知するものとする。

- (1) 第4条第2項に該当し、又は第8条に違反していると認めるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたと認められるとき。
- 2 前項の規定により許可を取り消された者は、当該許可に係る物件をいかなる場合であっても使用してはならない。
- 3 市長は、許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。
- 4 前項に規定する使用物件の回収に係る費用その他の使用許可の取り消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。
- 5 市は、前項に規定するもののほか、許可を取り消された者に生じた損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第 11 条 前条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市に損害を生じさせた場合、その損害額を賠償しなければならない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 8 日告示第 16 号)

この告示は、平成 25 年 3 月 8 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 10 月 10 日告示第 118 号)

この告示は、令和 5 年 10 月 10 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

（あて先）  
新宮市長

申請者 住所  
団体等名称  
代表者氏名  
電話番号

キャラクター使用許可申請書

新宮市キャラクターを下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
販売予定価格 (販売目的でない場合は記入不要)	
使用数量	
担当者連絡先 (所属・氏名・電話番号)	
添付書類	1. 企画書（レイアウト・スケッチ・原稿等） 2. 申請者の概要・現況を示すもの 3. その他

様式第2号（第5条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新宮市長

キャラクター使用許可書

年 月 日付けで申請のありました、新宮市キャラクターの使用に関し、下記のとおり許可します。

記

使用対象物件	
使用目的	
使用期間	年 月 日～ 年 月 日
販売予定価格	
使用数量	
許可番号	
使用条件	1. 新宮市キャラクター使用取扱要綱および本許可書の内容を遵守すること。 2. 商標登録は一切認めない。 3. 完成品それぞれに許可番号を明示すること。 4. 使用前に完成見本を提出し、確認を受けること。
備考	

様式第3号（第6条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新宮市長

キャラクター使用申請却下通知書

年 月 日付けで申請のありました、新宮市キャラクター使用許可申請については、下記の理由により却下としましたので通知します。

記

却下の理由

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）  
新宮市長

申請者 住所  
団体等名称  
代表者氏名  
電話番号

キャラクター使用変更許可申請書

新宮市キャラクターの使用を下記のとおり変更したいので申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
使用対象物件		
使用目的		
使用期間		
使用数量		
変更理由		
その他		
許可番号	第	号

※ 変更内容が確認できる資料等を添付してください。

様式第5号（第9条関係）

新 第 号  
年 月 日

様

新宮市長

キャラクター使用変更許可書

年 月 日付けで変更申請のありました、新宮市キャラクターの使用に関し、下記のとおり変更を許可します。

記

	変 更 前	変 更 後
使用対象物件		
使用目的		
使用期間		
使用数量		
変更理由		
その他		
許可番号	第	号